



「浅草ものづくり工房」 入居者募集要項

台東区では地場産業の活性化を図り、ものづくりを支える事業者を育成する施設として、「浅草ものづくり工房」を運営しています。

この施設では、インキュベーションマネージャーを配置し、入居者の自立支援を行うとともに、地域との連携・交流を図っています。

この施設に入居し区内創業を目指す職人・クリエイター等、また、事業拡大を図ろうと考えている創業期の事業者を募集します。

入居を希望される方は、まずは申請書を提出してください。その後、書類審査、面接審査、最終審査（面接）を受けていただき、入居の可否を決定します。

1. 募集施設所在地 別紙「案内図」のとおり

東京都台東区橋場1-36-2（産業研修センター内）

◇浅草駅下車（都営・メトロ・東武）

松屋デパート江戸通り側バス停「①浅草駅」より

台東区循環バス「北めぐりん」乗車

「⑦橋場老人福祉館西」下車 徒歩3分

◇三ノ輪駅下車（メトロ日比谷線）

バス停「⑥三ノ輪駅」より台東区循環バス

「ぐるーりめぐりん」乗車

「⑬橋場一丁目」下車 徒歩3分

※一方通行のため往路と復路のバスが変わりますのでご注意ください。

2. 募集部屋数および設備

(1) 募集部屋数 2 室

(2) 面積 201号室 39.2㎡
305号室 31.5㎡

(3) 部屋の設備

- ・事務所は完全な個室です。
- ・電源コンセント（電気容量：最大50A）
- ・電話回線、インターネット回線（光回線）、CATV回線が引いてあります。（契約は各自）
- ・空調は個別空調です。
- ・事務所ごとに機械警備が入ります。
- ・事務所内での火気の使用は原則としてできません。
- ・24時間365日利用できます。ただし、機器の保守点検等のため利用が制約されることがあります。

3. 利用料金

(1) 使用料（家賃） 月額 12,000円（201号室）
月額 10,000円（305号室）

(2) 共益費 月額 22,000円（201号室）

月額 18,000円（305号室）

(3) 保証金 使用料の3ヵ月分（2室共通）

(4) その他

- ・各室の電気料金、電話・インターネットの通信費、ごみ処理費等は自己負担です。

4. 応募資格（入居対象）

次の要件にいずれも該当する個人、または法人（中小企業者）であること。

- (1) 皮革をはじめとする台東区内の地場産業（靴、鞆、バッグ、ベルト、帽子、アクセサリ、ジュエリー、等）のものづくり分野を支え、業界の活性化に貢献していただける職人・クリエイター等であること。
- (2) 台東区内で創業を予定している、または創業5年以内（入居時点）の法人または個人であること。
- (3) ビジネスを拡大する意欲が高く、また創業のための支援が必要と認められること。
- (4) 台東区内の地場産業や地域の活性化に寄与する活動を行う意欲があること。
- (5) 施設の利用期間終了後、台東区内において引き続き事業を行おうとする意思があること。
- (6) 他の公的創業支援施設への入居経験が無いこと。
- (7) 住民税・事業税等の滞納をしていないこと。

5. 利用条件

- (1) 施設を主たる事務所（法人の場合は本社とし、法人登記すること）として利用すること。
- (2) インキュベーションマネージャーの指導を受けること。
- (3) 区内産業や地域の活性化に寄与する活動に積極的に参加すること。
- (4) 台東区及び浅草ものづくり工房主催事業（セミナー、イベント等）に参加すること。
- (5) 施設への見学・視察、自室での商品展示、取材等に協力すること。
- (6) 年2回、事業実績報告書を提出すること。また、事業報告会に参加すること。
- (7) 施設の利用期間終了後2年間、年1回の事業報告書を提出すること。
- (8) 振動や音、悪臭の発生などにより、他の入居者や周辺に迷惑をかけないこと（土壌汚染対策法上の有害物質は持ち込まない）。
- (9) 積極的に地域や入居者同士のコミュニケーションを図ること。
- (10) 本施設は近隣住民の震災時の避難場所になっており、利用が制限される場合があります。また、近隣住民

組織等が行う防災訓練への参加協力をお願いしています。

6. 入居期間

入居の日より平成33年3月末まで。

ただし、1年ごとに事業計画の進捗状況を審査の上、入居更新の可否を決定します。

7. 募集期間

平成30年1月25日(木)～2月8日(木)

- ・郵送または持参のこと。[2月8日必着]
- ・持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までに台東区役所 9階 産業振興課までお願いします。
- ・申請を受理しましたら、台東区から申請者番号を記載したメールを個別に返信します。返信には時間がかかる場合がありますが、(土日を除き)2日間以上連絡が無い場合はお電話ください。

8. 施設内覧および説明

「浅草ものづくり工房」の施設内覧および入居に関する説明を随時行います。ご希望の方は、

台東区産業振興課03-5246-1415へ
希望日の5日前 午後5時までに

①参加者氏名 ②業種 ③昼間の連絡先をお知らせください。

9. 入居者の決定

- (1) 一次審査として書類審査を行います。
- (2) 一次審査通過者に対して二次審査(面接)を平成30年2月15日(木)に浅草ものづくり工房で行います。
- (3) 二次審査通過者に対して最終審査を行い、入居者を決定します。最終審査は、平成30年3月1日(木)に区役所で行います。
- (4) 入居者決定：平成30年3月中旬頃
- (5) 台東区より代表者本人に結果を通知します。

10. 入居契約

- (1) 契約日は平成30年4月以降。
- (2) 契約は通常の賃貸借契約ではなく行政財産使用許可となります。
- (3) 1年ごとに更新が必要です。

11. 入居取消条件

下記の事由に該当する場合は入居の許可を取消します。

- (1) 事業所の利用の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 条例、規則、指定管理者の指示に従わないとき。
- (3) 災害その他の事故により事務所の利用ができなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。

- (5) 使用料及び共益費を正当な理由がなく3ヵ月以上滞納したとき。
- (6) 正当な理由無く1ヵ月以上施設を使用しない場合。
- (7) 施設や設備を故意に損傷したとき(事故、火災などを起こした場合を含む)。
- (8) 暴力団員であることが判明したとき。
- (9) その他、指定管理者が事務所の施設の管理上支障があると認められたとき。

12. 卒業・退去条件

以下の事由に該当した場合は、勧告を行い3ヵ月間経過を見たうえで審査会において卒業・退去を決定します。

- (1) 事業目標を達成したとき。
- (2) 事業活動(取引等仕事面)において支援を必要とせず自立していると認められるとき。
- (3) 事業(資金面)が安定し、支援が不要と認められるとき。
- (4) 営業成績が著しく悪化していると認められ、指導があっても改善しないとき。
- (5) 事業計画を実施せず、指導があっても改善が見られないとき。
- (6) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- (7) 年間2回の事業報告を提出しない、また著しく内容に不備があるとき。
- (8) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたらず、指導があっても改善が見られないとき。
- (9) 施設運営やイベント・セミナー等への参加・協力が見られないとき。
- (10) 施設の利用頻度が低い場合(週に3日以上、計24時間以上の利用を入居の目安とします)。

13. 施設構成

- (1) 規模・構造 鉄筋コンクリート造3階建
- (2) 延床面積

浅草ものづくり工房 932.78㎡ (全9室)
産業研修センター 2,477.45㎡

- (3) 施設構成
 - ・共同で使用できる施設として、交流サロン(会議・展示用スペース)があります。
 - ・産業研修センターの図書コーナー、機械研修室を利用できます。
 - ・トイレ、給湯室は共用です。
 - ・隣接の建物(4階建)に、産業研修センター事務室(1階)と有料の集會室4室(2・3階)、橋場老人福祉館(4階)があります。
 - ・コピー機(有料)
 - ・産業研修センター事務室の受付時間
午前9時～午後5時まで(原則月曜日休)

14. 主な支援

入居者に対して次のような支援をします。

- (1) 経営やビジネス等に関するアドバイスの実施
 - ・インキュベーションマネージャーによる相談、必要に応じて台東区経営相談員などによる経営や税制等の専門的な相談を受けられます。
- (2) 地場産業との連携による事業活動のサポート
 - ・入居者と地元企業との連携を図り、受発注や人脈形成、経営活動の拡大等を支援します。
- (3) 情報の提供・発信
 - ・セミナーを開催しビジネスに役立つ情報を提供します。また、専用のホームページを開設し、入居者の紹介・活動内容等の情報を発信します。
- (4) 地域との交流
 - ・地域住民との交流を深めるため、手作り教室や入居者の作品展示会などのイベント等を企画します。

15. 募集スケジュール

- (1) 周知開始日 平成30年1月中旬から
- (2) 募集期間 平成30年1月25日(木)～
2月8日(木)
- (3) 一次審査 平成30年2月
- (4) 二次審査 平成30年2月15日(木)
- (5) 最終審査 平成30年3月1日(木)
- (6) 入居者決定 平成30年3月中旬
- (7) 入居開始 平成30年4月～ (予定)

16. 提出書類

- (1) 入居申込書 [様式1]
- (2) 事業計画書 [様式2]
- (3) 収支計画書 [様式3]
- (4) 提案書 [様式4]
- (5) 添付書類
 - ①直近の納税証明書(法人の場合は28年度法人事業税、個人の場合は29年度住民税で、納期到来分の滞納がないことを証明するもの)又は非課税証明書
 - ②直近の決算書(法人のみ)
- (6) 商品の概要がわかるもの(カタログ、写真など)
 - ※申請書類[様式1～4]は、台東区役所 文化産業観光部 産業振興課(9階)と産業研修センターで配布しています。台東区ホームページからもダウンロードできます。

17. 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項をよくお読み下さい。
- (2) 申請書類[様式1～4]は全て記入して下さい。
なお、提出書類に不備がある場合、受理できないことがあります。
- (3) 事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明

をするための資料を別紙で添付してもかまいません。

- (4) 商品概要(カタログ・写真など)について返却希望の場合は、「要返却」と記入の上、返却先住所・氏名を書いた封筒(当該料金の切手添付、もしくは宅急便の着払い送付状添付)などを同封してください。
なお、申請書類[様式1～4]および添付書類は返却いたしませんのでご了承ください。

18. 個人情報の取扱い

- (1) 申請書類については、台東区の個人情報保護指針に基づき適正に取扱いいたします。
- (2) 入居決定者の申請書類は、入居後の指導にも使用いたします。
- (3) 入居できない場合の申請書類は審査終了後破棄いたします。

19. 応募先・問合せ先

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課

担当 奥本・宇佐美

◇住所 : 〒110-8615 台東区東上野4-5-6

◇電話 : 03-5246-1415

◇FAX : 03-5246-1139

◇e-mail : sangyo@city.taito.tokyo.jp

※「浅草ものづくり工房」の概要はホームページをご覧ください。

URL : <http://www.monokobo9.com>